

アスファルト混合物用細骨材への 一般廃棄物等溶融スラグの使用に関する特記仕様書

(適用)

第1条

本仕様書は、一般廃棄物の焼却灰等から生産された溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）をアスファルト混合物用細骨材に使用する場合に適用する。

また、溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JISA5032：一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」（以下「JISA5032」という。）「舗装設計施工便覧－（社）日本道路協会」「舗装設計便覧－（社）日本道路協会」「舗装施工便覧－（社）日本道路協会」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

なお、本工事には、下記事業所にて製造される溶融スラグの使用を予定しているが、工事施工時に当事業所から溶融スラグの供給がない場合は、施工時期の調整等を監督員と協議のうえ、やむを得ない場合は使用材料を変更するものとする。

事業所名	住所
松山市南クリーンセンター	松山市市坪西町 1000 番地 1
松山市西クリーンセンター	松山市大可賀 3 丁目 525 番地 6

(溶融スラグの品質管理)

第2条

受注者は、JISA5032 による溶融スラグの試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。なお、使用する溶融スラグは、事前に溶融固化施設管理者による有害物質の溶出試験・含有量試験により安全性の確認が行われているものを原則とする。

(配合検討)

第3条

溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物の配合設計は、所定の品質の材料を用い、安定性と耐久性に優れ、敷き均し、締固めなどの作業が行いやすい混合物が得られるように行わなければならない。

(1) 溶融スラグ細骨材混合率

溶融スラグ細骨材混合率は、室内配合試験、現場配合試験を実施のうえ、4～10%の範囲で定めるものとする。

なお、(再生)密粒度アスコン(13)については、質量比 10%を標準とする。

(2) 配合設計

配合設計は、原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。

(3) 耐久性

耐流動対策、耐はく離防止対策等が求められる場合には、所定の検討試験等を行い、適用性を評価するものとする。

(取り扱い)

第4条

溶融スラグには、針状のものが含まれている可能性があるため、運搬、施工及びアスファルト混合物の練り混ぜ時には、防塵めがね、防塵マスク、手袋等を着用し、溶融スラグの取り扱いに注意しなければならない。